青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業

入札説明書

平成 22 年 4 月 23 日

青　　森　　市

目　次

前文

用語の定義

第１　本事業の概要 1
　１　事業名..1
　２　建設の対象となる公共施設等の種類 1
　３　公共施設等の管理者等 1
　４　事業の目的 1
　５　事業の概要 2
　６　民間事業者が実施する業務の範囲 5
　７　市が実施する業務の範囲 10
　８　民間事業者の収入 11
第２　民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール（予定） 14
第３　応募者に関する要件 15
　１　応募者の参加要件 15
　２　応募に関する留意事項 17
　３　入札に関する手続 18
第４　提案条件..25
　１　提案に関する条件 25
　２　事業の継続が困難となった場合の措置 27
　３　市による本事業の実施状況の監視など 27
　４　地域住民との共生 29
　５　財務報告など 29
　６　運営委託費の減額 29
第５　提案書類の審査 31
　１　審査の機関 31
　２　落札者の選定方法 31
　３　資格申請に係る提出書類 34
　４　入札に係る提出書類 34
　５　審査結果の公表 34
第６　契約の概要 35
　１　基本協定の締結 35
　２　基本契約の締結 35
　３　建設工事請負契約の締結 35
　４　運営業務委託契約の締結 36
　５　契約保証金 36

前　文

青森市は、青森市清掃施設（新ごみ処理施設）の設計、施工を行う建設事業と、長期間にわたり運転、点検・検査、補修及び更新などを行う運営事業とを合わせ、一体的に民間事業者が行う手法（DBO 方式）を実施することとした。

なお、本入札説明書において言及される民間事業者による一体的な事業実施とは、本入札により選定される企業及び当該企業が設立する本事業の遂行のための特別目的会社によって本事業が一体的に遂行されることを意味し、契約当事者、契約形態及び契約条件の詳細については、本入札説明書において個別に定められるところによる。

本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業の公平性及び透明性の確保の観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（PFI 法）に準じ、総合評価一般競争入札により、落札者を決定するものである。

この入札説明書は、本事業を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。応募者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出するものとする。

用語の定義

本事業	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業をいう。
建設事業	本事業のうち、本件施設の設計及び施工に係る事業をいう。
運営事業	本事業のうち、本件施設の運営（運転、点検・検査、補修及び更新など。）に係る事業をいう。
構成市町村	青森市、平内町、今別町、蓬田村をいう。
圏域	構成市町村の行政区域をいう。
応募者	本事業の応募に参加する単独企業又は企業グループをいう。
企業グループ	本事業の応募に一体として参加する企業の集合体をいう。
構成員	応募者たる企業グループのうち、民間事業者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
代表企業	応募する単独企業又は企業グループの代表を務める者をいう。
協力企業	応募者たる企業グループのうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計及び施工業務、又は運営業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定している者をいう。
民間事業者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業又は企業グループであり、本事業を実施する者をいう。
建設請負事業者	本事業において、建設事業を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、運営事業を担当する者をいう。
事業契約	本事業に係る建設工事請負契約、運営業務委託契約、及び基本契約を総称して又は個別にいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係り市と民間事業者の間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
建設工事請負契約	建設事業に係り市と建設請負事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運営業務委託契約	運営事業に係り市と運営事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市・建設請負事業者・運営事業者が締結する、相互の協力、支援などについて定める青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
本件施設	本事業において建設され、運営されることが予定されている青森市清掃施設（新ごみ処理施設）をいい、プラント設備、建築物等のすべてをいう。

可燃ごみ処理施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、破砕選別処理施設からの破砕後可燃残渣、し尿汚泥等及び青森市から発生する下水汚泥等の一部を処理対象物として焼却、溶融処理するための可燃ごみ処理施設をいう。
し尿汚泥等	し尿汚泥、し渣、沈砂をいう。
下水汚泥等	下水汚泥、し渣、沈砂をいう。
破砕選別処理施設	本件施設を構成する施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別処理するための破砕選別処理施設をいう。
プラント設備	本件施設中の設備のうち、処理対象物を焼却、溶融処理または破砕、選別するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本件施設のうち、プラント設備、可燃ごみ処理工場棟及び破砕選別処理工場棟を除く設備及び建物を総称していう。
可燃ごみ処理工場棟	本件施設中の建物のうち、可燃ごみ処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
破砕選別処理工場棟	本件施設中の建物のうち、破砕選別処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
工場棟	可燃ごみ処理工場棟と破砕選別処理工場棟を総称していう。
処理対象物	構成市町村から排出され構成市町村、排出者及び許可業者が可燃ごみ処理施設に搬入する可燃ごみ、破砕選別処理施設に搬入する不燃ごみと粗大ごみ、破砕選別処理施設から可燃ごみ処理施設に搬入する破砕後可燃残渣、市が搬入する下水汚泥等とし尿汚泥等から、搬入禁止物を除いたものを総称していう。
搬入禁止物	危険物や特定家電製品、パソコン等の市では収集しないごみを総称していう（詳細な品目については別添資料７のとおり）。
募集要項	市が本事業の実施に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、事業契約（案）、リスク管理方針書その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　入札説明書をいう。
建設要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　建設事業　要求水準書をいう。
運営要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　運営事業　要求水準書をいう。
要求水準書	建設要求水準書及び運営要求水準書を総称していう。
落札者決定基準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　落札者決定基準書をいう。
資格審査申請書類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして入札説明書に規定する、参加表明書、メンバー構成表、資格審査申請書、

	入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。
入札参加資格確認書類	会社概要、業務経歴書、登記簿謄本、納税証明書、建設実績、運営実績、参加資格要件を証明する書類の写しなど及び参加資格を充たしていることの誓約書をいう。
提案書類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する、入札書類提出書、入札書、委任状、非価格要素提案図書、施設設計図書及び提案図書参考資料をいう。
参考資料	本事業の公募に際し、市が、応募者に提示する募集要項以外の資料などをいう。
ＰＦＩ法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

第１　本事業の概要

１　事業名

青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業

２　建設の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

３　公共施設等の管理者等

青森市長　　鹿 内　　博

４　事業の目的

住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物（ごみ）を衛生的にかつ適正に収集、運搬し、処理、処分することは、住民の健康で文化的な生活と自然環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策などが課題となっている。また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日　法律第 110 号）が施行され、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)、熱回収及び適正処理への取り組みが求められている。

このような背景の中、市は、平成 2 年度に東津軽郡 6 町村と「青森地域広域事務組合」を組織し、一般廃棄物処理事務の一部(ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務)を共同処理する事務としたが、ごみ処理施設に関しては、既設の清掃工場の整備計画等との整合性を図るため、それまで旧一部事務組合により管理運営されてきた平内地区、蟹田地区、今別地区の施設は広域事務組合が、市の施設は市が管理・運営を行うものとされ、今日に至っている。

また、平成 12 年には、ダイオキシン類排出抑制強化を目指すダイオキシン類対策特別措置法等の施行に伴い、市では三内・梨の木両清掃工場にダイオキシン類排出抑制対策工事を実施するとともに、広域事務組合では構造上ダイオキシン類排出規制を満たすことのできない平内地区、蟹田地区、今別地区のごみ焼却場を平成 14 年 12 月に閉鎖し、広域事務組合構成町村の可燃ごみは市の梨の木清掃工場に搬入され、処理されることとなった。このような状況を受け、市では、現在稼働中の三内・梨の木両清掃工場が供用開始から 30 年以上が経過し、施設の老朽化とそれに伴う維持修繕費の増加や突発的な故障による機能停止などが懸念され、両清掃工場に代わる新ごみ処理施設の早期の供用開始が望まれる状況にある。

本事業は、「豊かな自然環境と周辺地域との共生を目指す施設」、「資源循環型社会の構築を目指す施設」、「エネルギーの有効利用を目指す施設」、「安全・安心、経済性に優れた施設」をコンセプトとした新たなごみ処理施設を建設することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

5　事業の概要

建設場所	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地１　他
建設対象施設	①可燃ごみ処理施設 ②破砕選別処理施設 ③ストックヤード ④管理棟 ⑤計量棟 ⑥駐車場 ⑦付属する施設（構内道路、防災調整池、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）
処理対象物と量	①可燃ごみ処理施設（平成 27 年度） ・可燃ごみ　84,567t/年 ・破砕後可燃残渣　2,960t/年 ・下水汚泥等　10,760t/年（搬入ベース） （うち、し渣　90t/年、沈砂　170t/年） ・し尿汚泥等　3,769t/年（搬入ベース） （うち、し渣 125t/年、沈砂　5t/年） ②破砕選別処理施設（平成 27 年度） ・不燃ごみ　9,947t/年 ・粗大ごみ　401t/年
施設規模	①可燃ごみ処理施設：1 日 24 時間連続運転するものとし、年間稼働日数は 1 炉 280 日以上とする。施設規模は 2 系列以上で、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼動体制（稼動日数、系列数、施設補修時の対応等）などを考慮の上、設定する。 ②破砕選別処理施設：１日 5 時間の処理を行うものとし、運転時間は、設備の立ち上げ立ち下げ及び清掃を含め 7 時間以内とする。年間稼働日数は 260 日以上とする。施設規模は、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼働体制（設備補修時の対応等）などを考慮の上、設定する。
施設概要	①可燃ごみ処理施設：処理対象物の焼却処理及び溶融処理を行い、適正に処理を行うとともに、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設 ②破砕選別処理施設：処理対象物の破砕処理を行い、可燃残渣、不燃残渣、資源物（鉄、アルミ）のそれぞれに選別し、資源の有効活用を図る施設
処理方式	①可燃ごみ処理施設：ストーカ炉＋灰溶融炉方式、分離式

	ガス化溶融炉方式及び一体式ガス化溶融炉方式のうち、民間事業者が提案する処理方式 ②破砕選別処理施設：切断＋一次破砕（低速破砕）＋二次破砕（高速破砕）＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別
供用開始	平成 27 年 4 月予定

(1) 事業方式

本事業は、民間事業者が、市の所有となる本件施設の建設、運営を一括して受託する DBO(Design Build Operate)方式により実施するものとする。

市は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものとする。

なお、市は、本件施設を約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、約 30 年間の施設使用を前提として建設及び運営を行うものとする。

(2) 事業の期間

ア　建設事業期間（予定）

建設工事請負契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで

※　建設事業期間については必要に応じて、市、建設請負事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

イ　運営事業期間（予定）

運営業務委託契約締結日（建設工事請負契約締結日と同時期）から平成 47 年 3 月 31 日まで

(ｱ)　運営準備期間(予定)

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(ｲ)　運営期間(予定)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までの 20 年間

※　運営準備期間及び運営期間の始期については、建設事業の進捗状況に応じて、市、建設請負事業者、及び運営事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

(3) 関係法令などの遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり下記の関係法令などを遵守することとする。

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

イ　再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

ウ　廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）

エ　ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

オ　ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン

カ　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

キ　大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
ク　悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
ケ　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
コ　振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
サ　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
シ　土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
ス　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
セ　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
ソ　計量法（平成 4 年法律第 51 号）
タ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
チ　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
ツ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
テ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
ト　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
ナ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
ニ　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
ヌ　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
ネ　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
ノ　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
ハ　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
ヒ　電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
フ　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
ヘ　砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
ホ　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
マ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
ミ　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
ム　クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
メ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
モ　事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
ヤ　青森市公害防止条例（平成 17 年 4 月条例第 215 号）
ユ　青森市建築基準法施行細則（平成 17 年 4 月規則第 160 号）
ヨ　青森市景観条例（平成 17 年 4 月条例第 186 号）
ラ　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年青森県条例第43号）、など関係する青森県の条例や規則など
リ　その他本事業に関連する法令など

(4)　事業の概要スケジュール（予定）

入札の公告	平成 22 年 4 月 23 日
落札者の決定	平成 22 年 12 月上旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに
事業契約締結（基本契約等）	平成 23 年 3 月下旬
建設工事着手	事業契約締結後
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日
運営業務委託の終了（委託期間は 20 年間）	平成 47 年 3 月 31 日

(5)　運営事業期間終了時の取扱

運営事業者は、市が事業期間終了後の本件施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、本件施設の運営の継続に関して市と次に示すように協議に応じる。

ア　市は、事業期間終了の 3 年前から事業期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。運営事業者は、市の検討に協力する。

イ　運営事業の延長が必要となった場合で､運営事業期間の終了日の 24 箇月前までに、市と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき運営事業は延長される。

ウ　運営事業の延長に係る協議において、市と運営事業者の合意が、運営事業期間の終了日の 24 箇月前までに成立しない場合は､規定された運営事業期間の終了日をもって、運営事業は終了する。

6　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1)　設計及び施工業務

ア　建設請負事業者は、市との間で締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び施工を行う。

イ　建設工事の範囲は、土木及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事など、本件施設の建設に必要なものすべての工事を含む。

ウ　建設請負事業者は、本件施設の建設などに伴って発生する建設廃棄物などの処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認などの許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験などの各種業務を行う。

エ　建設請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続など、行政手続に必要な書類の作成などの協力、支援を行う。

オ　建設請負事業者の具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、建設要求水準書に示す。

(ｱ)　事前調査

必要な測量、地質調査、電波障害調査などを行う。

(ｲ)　建設用地における本件施設の配置

建設用地の全体計画、本件施設の配置、車両動線などの用地利用に係る設計を行う。

(ｳ)　本件施設の設計及び施工

工場棟をはじめ、事務室や会議室、見学者のための啓発設備及びそれを納める諸室などの管理棟、計量棟、ストックヤード及びこれらに関連する構内道路、駐車場、門扉、防災調整池、植栽工事などの建築物等の設計及び施工を行う。

(ｴ)　関連設備の整備など

電力の引込み、地下水揚水設備の設置、排水設備への接続、電話の引込み、高調波対策、見学者用説明、啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理及び建物内備品（事務用備品など）の納品などを行う。

なお、現時点で地中障害物の存在は確認していないが、予期しない地中障害物が確認された場合は、速やかに市に報告し、取扱いについて協議する。協議の結果、撤去する場合は、その方法などについて提案し、市の承認を得て地中障害物撤去工事を行う。これに係る費用は別途精算する。

(ｵ)　官公署などへの申請

民間事業者は、自らの費用負担で、本事業に必要な申請手続き及び市が行う申請の協力を行う。なお、市が行う申請、届出は次のとおりである。

①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出
②　建築基準法関係の申請、届出
③　大気汚染防止法関係の申請、届出
④　水質汚濁防止法関係の申請、届出
⑤　騒音規制法関係の申請、届出
⑥　振動規制法関係の申請、届出
⑦　労働安全衛生法関係の申請、届出
⑧　消防法関係の申請、届出
⑨　電気事業法関係の申請、届出
⑩　青森市景観条例関係の申請、届出
⑪　その他必要な申請、届出

(ｶ)　地元雇用、地元経済の活性化及び県産品の活用

民間事業者は、本事業の実施に当たっては、地元雇用に配慮する。また、工事や材料の調達、納品などについては、地元経済の活性化につながるよう配慮する。特に木材等使用材料は県産材を積極的に活用する。

(ｷ)　運営事業者への本件施設の運転、点検、検査、保守に係る指導

(ｸ)　本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本件施設の運営への協力

(ｹ)　その他本事業に必要なすべての業務

※　土地造成工事は、業務範囲外。

(2) 運営業務

ア　運営事業者は、市との間で締結する運営業務委託契約に基づき、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設で処理対象物を受け入れ、適正に処理を行うとともに、プラント設備の性能維持に努める。

イ　運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本件施設内での利用、電気事業者等への売電を行うことができる。

ウ　運営事業者は、集じん装置、廃熱ボイラ、及びその他排ガス処理設備で捕集された灰（以下「飛灰」という。）の発生量を抑制することとする。飛灰処理物が埋立基準以下である場合には、運営事業者が本件施設内に飛灰処理物を保管、貯留した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

エ　運営事業者は、市と連携し、本件施設の運営業務の障害とならないことを条件に、施設見学者の対応を行う。

オ　電気事業者等への売電による利益については、一部市へ帰属するものとする。

カ　運営事業者の具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、運営要求水準書に示す。

(ｱ)　運営マニュアルなどの作成、改訂業務

市が交付する建設請負事業者作成の運営マニュアルを、適宜追加、変更するとともに、運転計画書、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書など必要な計画書などを作成し、運営方法を変更した場合には、必要な改訂を行う。

(ｲ)　受付、計量業務

ごみ搬入受付、計量、自己搬入者からの料金収納、ごみ積み降ろしの監視、指導、及び搬入車両の誘導、指示などを行う。

(ｳ)　副生成物に係る業務

①　溶融スラグ

運営事業者は、溶融スラグの全量利活用を行うものとし、溶融スラグ利活用計画の立案、溶融スラグの積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、その量を市に報告した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分するものとするが、処分量1トンにつき50,000円のペナルティを課すものとする。

②　金属類（鉄、アルミ、メタル）

運営事業者は、金属類の全量利活用を行うものとし、金属類利活用計画の立案、金属類の積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、その量を市に報告した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分するものとするが、処分量1トンにつき50,000円のペナルティを課すものとする。鉄、アルミ、メタル以外の有価金属類が回収可能な場合は、これらと同等の取扱いとする。

③　飛灰処理物等（飛灰処理物、余剰砂）

運営事業者は、必要に応じて法令に基づいた処理を行い、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。ただし、民間事業者が提案した

量(ごみトン当たりの発生量)を超過した場合は、超過量1トンにつき50,000円のペナルティを課すものとする。

④　不燃残渣等（破砕不適物、不燃物、破砕後不燃残渣）

運営事業者は、不燃残渣等を市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

⑤　処理不可能物

運営事業者は、民間事業者が提案した処理不可能物を施設内ストックヤードに一時貯留後、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

⑥　搬入禁止物

運営事業者は、市が指定する搬入禁止物を施設内ストックヤードに一時貯留後、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

(ｴ)　運転管理業務

①　運営管理体制の整備

試運転期間において、本件施設の運営に係る従業者などを確保し、事業期間の終了までこれを継続する。また、従業者に対して建設請負事業者が行う運転教育を受けさせるものとする。

②　法定有資格者の配置

運営事業者は、自らの責任において円滑に業務ができるように、下記に掲げる法定有資格者などの本件施設の運営に必要な資格を有する者を配置し、必要な届出などの手続きを行う。

・廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
・第2種電気主任技術者
・第2種ボイラー・タービン主任技術者
・クレーン・デリック運転士
・乙種第4類危険物取扱者
・第2種酸素欠乏危険作業主任技術者
・エネルギー管理員
・その他、本件施設の運営のために必要な資格を有する者

③　各種測定

ごみ質、排ガス、作業環境、騒音、振動、悪臭、溶融スラグ、ダイオキシン類など、その他の測定を実施する。

(ｵ)　点検、検査、補修、更新業務

①　機器履歴台帳（変更前後の図面を含む）の管理

建設請負事業者が作成する本件施設中の各設備の機器履歴台帳(変更前後の図面を含む）を管理する。

②　プラント設備などの補修

設備、機器の状況に応じて、プラント設備その他の設備の補修計画を立案、修正し、補修を行う。

③　精密機能検査（第三者機関により実施）

④　プラント設備などの更新

⑤　その他

プラント設備、その他の設備の故障時、異常時の際の臨機の措置、補修などの発注や立会い及び検査、新技術の動向調査や導入の検討（改良保全）、点検による運転停止に係る市との協議などを行う。

(ｶ)　用役管理業務

①　発電設備の運転

発電される余剰電力の売却及び必要となる電力の購入を行う。なお、余剰電力の売却契約先の選定及び RPS 証書の権利は、運営事業者の裁量によるものとする。また、電力購入契約についても、運営事業者の裁量によるものとする。

②　地下水の揚水や処理

③　燃料、ガスなどの調達、保管及び管理

④　各種薬品の調達、保管及び管理

(ｷ)　機器などの管理業務

①　消耗品、予備品の調達、管理

②　工作機械、計測機器などの管理

③　その他

市が直接管理する事務室や会議室など以外の備品、什器、物品、用役の調達計画及び使用計画の作成と実施を行う。

(ｸ)　運営事務

建築物等、防災調整池、外構及び植栽などの維持管理、警備管理、防火管理、官庁などへの報告、届出、住民への対応、施設見学者への対応、市が行う住民や見学者への対応への協力を行う。

(ｹ)　清掃業務

本件施設の清掃、管理を行う。冬季の除雪作業（構内及び取付道路を含む）も行う。

(ｺ)　教育訓練

本件施設の運営に係る従業者などへの教育訓練を実施する。

(ｻ)　余熱利用管理業務

本件施設での給湯（必要に応じて設置）、冬季間のロードヒーティング（必要に応じて設置）や余熱を利用した発電を行う。その他、事業者の提案により廃熱利用を行う。

(ｼ)　情報管理業務

運転記録(年・月・日報)、各種点検記録、補修や整備記録、法令に係る記録、各種測定記録、統計や各種報告書の作成や保管を行う。

(ｽ)　地元貢献事業

民間事業者自らが提案した地元貢献事業を実施する。

(ｾ)　運営事業終了時の引継業務

(3)　業務終了時の引継業務

市は、運営事業期間終了後も約 10 年間、本件施設を継続して利用する。

運営事業期間終了後に運営業務を行うものが第三者の場合には、運営事業者は運営引継ぎのため、市が行う以下の業務に関して協力するものとする。

ア　プラント設備の運転、点検、検査、補修及び更新に必要な以下の項目に関連する書類などの整備及び提出

(ｱ)　運営事業者が所有する図面及び資料（取扱説明書等）

(ｲ)　運転に関する資料（運転経費、運転マニュアル、トラブル履歴等）

(ｳ)　維持管理に関する資料（維持管理費、補修履歴等）

(ｴ)　その他（物品などの調達費及び財務諸表等）

イ　市が指定する第三者への引継ぎ

ウ　本件施設の各種計画書の立案や市との協議など

7　市が実施する業務の範囲

(1)　設計、施工に関連する業務

ア　用地の確保、造成

市は、本事業を実施するための用地を確保し、建設用地としての造成工事を行う。なお、造成工事は平成 23 年 12 月頃完了の予定である。

イ　環境影響評価手続き

市は、平成22年1月に公告した本事業に係る環境影響評価の事後調査を行う。

ウ　業務実施状況のモニタリング

市は本事業の実施状況の監視を行う。

エ　建設費の支払

オ　近隣住民同意の取得などの住民対応（市が行うべきもの）

カ　本件施設の交付金申請、一般廃棄物処理施設の設置届、各種許認可の手続き

市は、循環型社会形成推進交付金の申請手続など、行政手続の対応を行う。

キ　その他これらを実施する上で必要な業務

(2)　運営に関連する業務

ア　運営モニタリング

市は、本事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市の負担とする。

イ　環境影響評価の事後調査の実施

市は、平成22年1月に公告した本事業に係る環境影響評価の事後調査を行う。

ウ　処理対象物の搬入

市は、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設へ処理対象物の搬入を行う。

エ　ごみ処理に伴う処分に係る費用負担

市は、ごみ処理に伴い発生する飛灰処理物等（市が処分する場合)、不燃残渣等、処理不可能物及び搬入禁止物の処分に係る費用を負担する。

オ　施設見学、住民対応（市が行うべきもの）

市は、本件施設への見学及び視察などにつき、予約の受付、引率及び説明な

どの対応を行う。また、市は、施設見学者や地元住民などの対応を行う。

カ　運営委託費の支払

市は､運営モニタリングの結果に応じて､運営事業者に運営委託費を支払う。

8　民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

(1)　本件施設の建設費

市は、本件施設の建設費を、建設請負事業者に支払う。支払は、基本的に出来形に応じ、年度毎に支払うものとする。

建設費が、建設工事請負契約締結日から１年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動により、契約金額の 1000 分の 15 を超えた場合、契約金額の見直しを行う。また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合は、契約金額の見直しを行う。

ただし、当該時点で、出来形による支払いが行われている場合は、当該支払額を控除した額を見直しの対象とする。

（注）「賃金水準又は物価水準の変動」は、国土交通省の公表する「労務単価」や、財団法人建設物価調査会の公表する「建設資材の価格動向」などに基づき判定する。

(2)　運営委託費

市は、本件施設の運営に係る運営委託費を、次のとおり、運営事業者に支払う。

ア　市は、運営事業者が実施する本件施設の運営業務の対価として、運営委託費を、運営期間にわたって、毎月、運営事業者に支払う。

イ　運営委託費は、次に示す固定費と変動費で構成される。

(ｱ)　固定費

運営事業者が提案した各年度の固定費（物価変動などによる増減額を加算した額）を 12 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

固定費は、固定費ⅰ、固定費ⅱ、固定費ⅲで構成される。

固定費	固定費ⅰ	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	･人件費（常勤、非常勤） ･事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等） ･負担金等（負担金、公課費及び税金等） ･保険等 ･利益等
	固定費ⅱ	運転管理費	･電気基本料 ･油脂類費 ･測定･分析費（焼却施設/排ガスばい煙濃度、ダイオキシン類など） ･建築設備保守費、清掃、環境整備費等

	固定費iii	補修費	・定期整備費、施設修繕費、整備部品費、原材料費等

(ｲ)　変動費

変動費	変動的な運営費	ごみ処理量等によって変更が生じる用役費	・電気使用料、燃料費、薬品費、その他費用
	【減算項目】余剰電力等及び溶融スラグ等売却収入	ごみ処理量等によって変動が生じる余剰電力等及び溶融スラグ等の売却収入	・余剰電力、RPS 証書、溶融スラグ、鉄類、アルミ類、メタル及びその他金属類の売却による収入

(ｳ)　変動費は、以下に示す方法で算定される金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合及び実搬入量により求めた金額と差額が生じる場合には、年度の最終月分で調整する。

変動費＝処理単価(円/t) × 処理量(t)
　　　　－余剰電力売却単価（円/kWh）×売却相当電力量（kWh）×90%
　　　　－RPS 証書売却単価(円/kWh)×売却相当電力量(kWh)×90%
　　　　－売却単価(円/t)×売却相当量(t)

※処理単価：可燃ごみ、汚泥、不燃ごみ等につき、民間事業者が提案した処理単価
※売却単価：溶融スラグ、鉄、アルミ、メタル及び有価金属類につき、民間事業者が提案した売却単価

ウ　運営準備期間中については、運営事業者は建設請負事業者から本件施設の運営に係る教育訓練、指導などを受ける。市は、運営事業者が提案した、教育、指導を受けさせる従業員の人件費を運営準備期間の月数である 6 で除した金額を、運営準備期間中にわたり毎月支払う（当該人件費は提案する運営費に見込むこと）。1,000 円未満の端数が生じた場合には、運営準備期間の最終月分で調整する。市は、運営準備期間について、変動費は支払わない。
エ　市と運営事業者は、物価変動があった場合、運営委託費の改定に係る協議を行うことができる。物価変動を計る指標として、対象費用ごとに以下の指標を用いる。

対象費用		改定指数
固定費 i	人件費	毎月勤労統計調査「調査産業計（事業所規模 30 人以上）／現金給与総額指数／全国平均」（厚生労働省）
	その他	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 ii	電気基本料金	電気基本料金
	油脂類費	「国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	補修費等	「企業向けサービス価格指数／機械修理」（日本銀行調査統計局）
変動費単価	変動費単価	「消費者物価指数／総合／青森市」（総務省統計局）

(3) 余剰電力等売却収入及び溶融スラグ等売却収入

ア　余剰電力等売却収入

市は、本件施設を運営することにより発生する余剰電力の権利、及び発生する余剰電力に関する RPS 証書(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 62 号）に示す新エネルギー等相当量をいう。以下同じ。)の権利を、運営事業者に譲渡する。

「余剰電力売却収入」と「余剰電力に関する RPS 証書売却収入」の合計額の 90%は運営事業者に帰属するが、残り 10%は市に帰属するものとする。運営事業者は、運営期間中の各年度の最終月に、当該年度に得られた「余剰電力売却収入」と「余剰電力に関する RPS 証書売却収入」の合計額の 10%を市に支払う。

余剰電力及び余剰電力に関する RPS 証書の売却先などについては、運営事業者の裁量によるものとする。

イ　溶融スラグ等売却収入

市は、本件施設から発生する溶融スラグ及び金属類（鉄、アルミ、メタル及び有価金属類）を、運営事業者に譲渡する。「溶融スラグ売却収入」及び「金属類売却収入」は、全て運営事業者に帰属する。

溶融スラグ及び金属類の売却先などについては、運営事業者の裁量によるものとする。

運営事業者は、溶融スラグ及び金属類の全量利活用を図るものとする。

運営事業者は、生成された溶融スラグ及び金属類を利活用できなかった場合は、その量を市に報告した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分するものとするが、処分量 1 トンにつき 50,000 円のペナルティを課すものとする。

第２　民間事業者の募集及び選定の概要スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。また、民間事業者募集のスケジュールは、次のとおり予定している。

入札公告	平成 22 年 4 月 23 日（金）
募集要項の配布	平成 22 年 4 月 23 日（金） ～4 月 26 日（月）
現地見学（建設予定地）及び梨の木・三内清掃工場見学（既存）	平成 22 年 5 月 12 日（水） ～5 月 13 日（木）
募集要項に対する質問の受付（その１）	平成 22 年 4 月 23 日（金） ～5 月 17 日（月）
募集要項に対する質問の回答（その１）	平成 22 年 6 月 8 日（火）
資格審査申請書類の提出	平成 22 年 6 月 14 日（月）
資格審査結果の通知※1	平成 22 年 6 月 22 日（火）
リスクワークショップの実施※2	平成 22 年 6 月 30 日（水） ～7 月 2 日（金）
募集要項に対する質問の受付（その２）	平成 22 年 7 月 5 日（月） ～7 月 14 日（水）
募集要項に対する質問の回答（その２）	平成 22 年 8 月 10 日（火）
提案書類の提出及び入札	平成 22 年 9 月 10 日（金）
基礎審査の実施	平成 22 年 9 月中旬
総合評価の実施	平成 22 年 11 月下旬まで
落札者の決定	平成 22 年 12 月上旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに
事業契約締結（基本契約等）	平成 23 年 3 月下旬

※1 参加資格認定基準日は、平成 22 年 6 月 14 日（月）とする。

※2 リスクワークショップは、「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（平成 18 年 11 月 22 日付　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」の趣旨に則り、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本事業の有するリスクの認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、市と応募者の共通認識として持つことを目的とする。

第３　応募者に関する要件

１　応募者の参加要件

応募者は、参加資格認定基準日において、以下に示す要件をすべて満たすものとする。参加資格認定基準日は、平成 22 年 6 月 14 日（月）とする。

市は、応募者について資格審査を実施し、合格者に対して提案書類の提出依頼を行う。

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、単独企業又は企業グループのいずれでも可とする。

イ　応募者の構成員は、落札者として決定された場合、運営事業者となる特別目的会社に出資を行う。なお、代表企業による運営事業者への出資割合は、100 分の 50 を超えるものとする。

ウ　応募者は、応募者の構成員から代表企業を定めるとともに、代表企業が応募手続を行う。

エ　応募者のうち協力企業は、本件施設のプラント設備の設計及び施工業務を担当することはできない。

オ　応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割などを明らかにする。

カ　応募者の代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

キ　応募者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

ク　応募者、構成員又は協力企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

ケ　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

コ　構成員は、運営事業者のすべての議決権を保有するものとし、代表企業の保有割合は､運営事業者設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のすべてが、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(ｲ)　市の競争入札参加資格者名簿（平成 22・23 年度）に登録してあること。

(ｳ)　市の指名停止措置を受けていない者であること。

(ｴ)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。

(ｵ)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(ｶ)　会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。

(ｷ)　手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(ｸ)　直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。

(ｹ)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

(ｺ)　次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

①　事業者選定委員会の委員、または委員が属する企業

②　環境影響評価業務委託受託者　日本工営株式会社

③　アドバイザリー業務委託受託者

・　株式会社エイト日本技術開発

・　東京青山・青木・狛法律事務所（特定共同事業ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所）

注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

イ　本件施設の設計、施工を行う企業

応募者を構成する構成員又は協力企業のうち、本件施設の設計、施工を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が、以下の要件を満たすこととする。

(ｱ)　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有すること。

(ｲ)　プラント設備の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ｳ)　プラント設備以外の建築物等の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ｴ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式において、1 系列当たり 100t/24h 以

上の実績があること。

(ｵ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式において、自治体から受注し、建設した施設で、発電装置付き一般廃棄物処理施設の稼働実績があること。

ウ　本件施設の運営を行う企業

応募者を構成する構成員又は協力企業のうち、本件施設の運営業務を行う企業は、以下の要件を満たす企業を含むこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務を担う１社が、以下の要件を満たすこととする。

(ｱ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式による一般廃棄物処理施設の運転実績（処理能力 100ｔ/24h 以上、かつ発電装置付き一般廃棄物処理施設）があること（当該企業が出資した特別目的会社などが運転実績を有している場合で、当該企業が実質的に運転の一部又は全部を行っている場合などを含む)。ただし、提案する可燃ごみ処理方式が「ストーカ炉＋灰溶融炉」方式の場合にあっては、灰溶融炉の運転実績があること。

2　応募に関する留意事項

(1)　募集要項の承認

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項の記載内容を承認したものとみなす。

(2)　費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3)　入札保証金

入札保証金は免除する。

(4)　使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5)　著作権

応募者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の実施に必要な範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には､募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6)　提案書類の取扱い

提出された提案書類については、変更することができない。また理由のいかんに関わらず返却しない。

(7)　市が提示する参考資料の取扱い

市が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。ま

た、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8)　入札無効に関する事項

ア　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ｱ)　提案書類に虚偽の記載がある場合

(ｲ)　提案書類に不備がある場合

(ｳ)　入札期限までに提出されない場合

(ｴ)　参加資格を欠いている場合

(ｵ)　適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われた場合

(ｶ)　著しく信義に反する行為をした場合

(ｷ)　関係者に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合

(ｸ)　入札金額が予定価格を超えた場合

(ｹ)　(ｱ)から(ｸ)に挙げるもののほか、市が特に指定した事項に違反した場合

イ　事業契約締結までに応募者の代表企業、構成員又は協力企業の一部又は全部が、1 (2)アに規定する共通の参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が要件を欠く場合には、本事業の遂行に支障を来たさないと市が認めた場合に限り、当該構成員又は協力企業を交代させた上で、応募者の参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(9)　入札の中止、延期など

市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(10)　予定価格の公表

本事業の予定価格は、37,271,450,000 円（建設事業に要する費用と運営事業に要する費用の合計。消費税及び地方消費税を含む。）である。なお、最低制限価格は設定しない。

(11)　その他

募集要項に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

3　入札に関する手続

(1)　募集要項の配布

募集要項の配布を次のとおり行う。

なお、募集要項は、市のホームページよりダウンロードすることも可能である。

ア　配布日

平成 22 年 4 月 23 日（金）及び 4 月 26 日（月）

イ　配布時間及び場所

(ｱ)　時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(ｲ)　場所

(13)を参照のこと

ウ　配布資料

入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案)、建設工事請負契約書（案)、運営業務委託契約書（案)、基本契約書（案)、リスク管理方針書※

※　リスク管理方針書は、実施方針にて示したリスク分担表を、更に細分化したものであり、リスクが顕在化した場合の影響度や、対応のあり方などについて示すものであり、また、応募者の技術的提案において、安全、安心の観点から、どのような点に着目しているかを示す。

エ　その他

ウに示す配布資料のほか、市が貸与可能な資料に関する説明を「(2)　現地見学及び清掃工場見学」時に行う。

(2)　現地見学及び清掃工場見学

現地見学及び清掃工場見学（清掃工場への搬入物の目視などを目的とする）を、次のとおり開催する。参加を希望する企業は、第1号様式により平成22年4月30日（金）午後5時までに、電子メールにて申し込むこと。参加者は、1社当たり3名までとする。また、申込の状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

ア　現地見学及び清掃工場見学の開催日及び場所

(ｱ)　開催日

平成22年5月12日（水）　又は5月13日（木）

(ｲ)　場所

現地（建設予定地)：青森市大字鶴ヶ坂字早稲田241番地1　他

梨の木清掃工場：青森市大字駒込字深沢1175番地

三内清掃工場：青森市大字三内字丸山240番地

(3)　募集要項に対する質問の受付（その１）

募集要項の内容などに関する質問を次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

平成22年4月23日（金）　から5月17日（月）午後5時まで

イ　質問の方法

第2号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows版)とする。

(4)　募集要項に対する質問の回答の公表（その１）

募集要項の内容に関する質問に対して、平成 22 年 6 月 8 日（火）午後 5 時までに、市のホームページにおいて公表する予定である。

なお、電話、口頭での回答など、個別には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(5) 資格審査申請書類の提出

応募者は、資格審査申請書類の提出を次のとおり行う。

ア　提出日

平成 22 年 6 月 14 日（月）

イ　提出時間

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

ウ　提出方法

(13)に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

エ　提出書類

提出書類については、次のとおりとし、各正 1 部、副 1 部を提出する。

(ｱ)　参加表明書（第 3 号様式）

(ｲ)　メンバー構成表（協力企業を含む）（第 4 号様式）

(ｳ)　資格審査申請書（第 5 号様式）

(ｴ)　入札参加資格確認書類

①　会社概要、業務経歴書

②　登記簿謄本

③　代表企業及び全構成員の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書、並びに、青森県の県税及び市の法人市民税納税義務者にあたっては当該納税証明書）

④　建設実績、運営実績（第 6 号様式）

⑤　入札参加資格要件を証明する書類の写しなど

⑥　入札参加資格を満たしていることの誓約書（第 7 号様式）

(ｵ)　委任状（第 8 号様式）

(ｶ)　印鑑届（第 9 号様式）

(ｷ)　印鑑証明書

(6) 参加資格の確認

市は、提出された資格審査申請書類により、本事業への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。参加資格認定基準日は平成 22 年 6 月 14 日（月）とする。

参加資格の確認の結果については、平成 22 年 6 月 22 日（火）付けで応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア　参加資格がないと認められた者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

イ　アの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を平成 22 年 6 月 30 日（水）（ただし、土曜日、日曜日を除く）までに、(13)に示す提出先に提出する。郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は平成 22 年 7 月 9 日（金）までに書面により行う。

(8)　リスクワークショップの実施

資格審査に合格した応募者を対象として、市が公表したリスク管理方針書の「設備などに係るリスク抽出シート」に基づき、リスクワークショップを行う。

リスクワークショップは、プラント設備などに係るリスクについて、市、応募者間での意見交換を行い、相互に本事業のリスクに係る認識を共有することを目的とし、応募者ごとに行う。

リスクワークショップの結果を受け、市は、必要な場合は、募集要項の一部を改訂し、また、リスク管理方針書の改訂を行う。

応募者は、第 10 号様式に希望する日時などを記入し、資格審査申請書類の提出時に申し込むこと。なお、リスクワークショップの日時は下記ア(ｱ)に示す日時とし、応募者ごとの開催時間は 3 時間程度とする。なお、申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

ア　リスクワークショップの時間及び場所

(ｱ)　日時　下記日程のうち応募者が希望する日時

①　平成 22 年 6 月 30 日（水）
　　午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

②　平成 22 年 7 月 1 日（木）
　　午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

③　平成 22 年 7 月 2 日（金）
　　午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

(ｲ)　場所
　青森市役所内会議室

イ　事前資料の提出

応募者は、リスク管理方針書 13、14 ページの「設備などに係るリスク抽出シート」の「留意事項、リスク対策」欄に記入の上、リスクワークショップ開催日の 1 週間前までに、電子メールにより提出すること。

また、応募者は、提案を予定しているプラント設備のフローシートを、併せて提出すること。

ウ　リスクワークショップの実施方法

(ｱ)　事前提出を受けた「設備などに係るリスク抽出シート」などに基づき、安心、安全の観点から、応募者のリスク管理の考え方についての意見交換を行う。

(ｲ)　民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、リスクワークショップの議事録は、これを公表する。

(ｳ)　リスクワークショップの議事録は、リスクワークショップ終了後、4 週間を目処として、市のホームページに掲載することとする。なお、応募者固有のノウハウに基づく部分については、市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(9)募集要項に対する質問の受付（その２）

資格審査に合格した応募者を対象として、募集要項の内容などに関する質問を再度、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

平成 22 年 7 月 5 日（月）から 7 月 14 日（水）午後 5 時まで

イ　質問の方法

第 2 号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする。

(10)　募集要項に対する質問の回答の公表（その２）

募集要項の内容に関する質問に対して、平成 22 年 8 月 10 日（火）午後 5 時までに、市のホームページにおいて公表する予定である。

なお、電話、口頭での回答など、個別には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(11)　提案書類の提出及び入札

応募者は、次により本事業に関する提案書類を提出すること。

ア　提出及び入札日時

平成 22 年 9 月 10 日（金）　午後 2 時

イ　提出及び入札場所

青森市役所内会議室

ウ　提出方法

(13)に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

エ　提案書類

提案書類については、次のとおりとし、入札書類提出書、入札書、委任状及び入札書参考資料は各 1 部、その他の書類は、各正 1 部、副 10 部を提出する。また、提出書類などを電子データとして、電子記憶媒体により 1 部提出すること。

(ｱ)　入札書類提出書（第 12 号様式）

(ｲ)　入札書（第 13 号様式－１）

(ｳ)　委任状（第 13 号様式－２）

(ｴ)　非価格要素提案図書（第 14 号様式）

(ｵ)　施設設計図書（第 15 号様式）

(ｶ)　提案図書参考資料（第 16 号様式）

(ｷ)　入札書参考資料（第 17 号様式）

オ　入札金額記載要領

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

入札書及び入札書参考資料は、封筒に入れ厳封し、応募者の代表企業名及び資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

カ　提案図書作成要領

提案図書は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、提案図書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

提案図書の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

キ　入札

入札は、代表企業のみが参加する。代理人が参加する場合は、委任状（第 13 号様式－２）を提案書類と併せて提出する。委任状の提出のない場合は入札に参加できない。

ク　その他

(ｱ)　提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

(ｲ)　開札は、価格要素審査時に行うものとし、それまでは市が厳重に保管する。開札の際は応募者又はその代理人の立会いのうえ行うものとし、応募者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない市職員を立ち合わせる。

(ｳ)　入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入する。入札金額が、市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該応募者に通知する。なお、全応募者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。

(ｴ)　落札者決定基準書に従って非価格要素審査及び価格要素審査を行い、落札者を決定し、応募者（代表企業）に後日通知する。

(12)　その他

市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(13)　問い合わせ先、提出先、申込み先

本事業の入札手続きなどに関する問い合わせ先、提案書類などの提出先、見学な

どの申込み先は下記のとおりである。

青森市環境部清掃事業所　清掃管理課　清掃施設建設準備室
〒038-8505　青森市柳川二丁目１番１号
電話　017-761-4427　　電子メール　seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp

第４　提案条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

１　提案に関する条件

(1)　施設、設備などの使用

民間事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設、設備などを無償で使用することができる。

(2)　市が支払う費用の提案

応募者は、下記の条件にて、入札価格を提案すること。

ア　本件施設の建設費（本件施設の設計、施工の費用）

市は、本件施設の建設費を、建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来形に応じ、年度毎に支払うものとする。応募者は、建設期間中の各年度の建設費を提案すること。

イ　運営委託費

運営委託費について、応募者は下記の条件を踏まえ、提案する。応募者は、事業期間中における各年度の運営委託費支払の平準化に極力配慮した提案を行うこと。

(ｱ)　市は、運営事業者が実施する本件施設の運営業務の対価として、運営委託費を、運営期間にわたって運営事業者に支払う。支払いは１ヵ月毎に行うものとする。

(ｲ)　運営委託費は、固定費と変動費（処理対象物の量などに応じて変動）で構成される。提案にあたっては、運営要求水準書「第３章　第１節及び第２節」に示す事項に基づき提案すること。

(ｳ)　運営準備期間中については、運営事業者は、建設請負事業者から、本件施設の運営に係る教育訓練、指導を受けるにあたり必要な費用を、固定費として提案すること。

ウ　余剰電力等売却収入

余剰電力及び余剰電力に関するRPS証書の売却による収入額（以下、「余剰電力等売却収入額」という。）については、応募者が提案し、変動的経費より控除する。

(ｱ)　応募者は余剰電力及び余剰電力に関するRPS証書の売却収入について、「余剰電力売却単価」を提案すること。

(ｲ)　余剰電力及び余剰電力に関するRPS証書の売却先などについては、応募者が提案すること。

(ｳ)　提案にあたっては、計画ごみ量に「余剰電力売却単価」を乗じた額を変動的経費から控除すること。

(ｴ)　運営期間中の各年度において、当該年度の余剰電力及び余剰電力にかかる

RPS 証書売却による収入の 10%を、市に支払う額として見積もること。

エ　溶融スラグ等売却収入

溶融スラグ及び金属類売却収入額(以下､｢溶融スラグ等売却収入額｣という｡)については、応募者が提案し、変動的経費より控除する。

(ｱ)　応募者は溶融スラグ及び金属類売却収入について、「売却単価」を提案すること。

(ｲ)　売却先などについては、応募者が提案すること。

(ｳ)　提案にあたっては、溶融スラグ等発生量に「売却単価」を乗じた額を、変動的経費から控除すること。

オ　計画ごみ量、ごみ質

運営要求水準書「第３章　第１節及び第２節」に示すごみ量、ごみ質を参照のこと。

カ　受付及び計量業務

受付及び計量業務に要する費用については、運営要求水準書「第４章　第３節」に示す受付日に受付を行うものとして算定すること。

市が運営期間の開始までに決定する受付時間などが上記と異なり、提案した入札金額との相違が発生した場合は、運営委託費を調整する。

(3)　保険

ア　市は、災害などに備えて、本件施設の災害などによる損害を担保する目的で保険に加入する予定である。

イ　民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者の付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ　民間事業者は、第三者賠償保険などの必要な保険を提案し、加入すること。

(4)　資金調達

応募者が、本事業の実施に際し必要となる資金などを金融機関などより調達することを想定する場合は、金融機関などより当該の資金調達に係る関心表明書を要求するなどの対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(5)　運営事業者の本社登記

運営事業者の本社登記は、青森市内とすること。

ただし、本件施設の所在地（青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地 1　他）を本店所在地として登記することは認めない。

(6)　地元雇用、地元経済の活性化及び県産品の活用

民間事業者は、本事業の実施に当たっては、地元雇用に配慮する。また、工事や材料の調達、納品などについては、地元経済の活性化につながるよう配慮する。また、木材等使用材料は、県産材を積極的に活用する。

(7)　業務の委託

民間事業者は、本事業の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、民間事業者があらかじめ書面により、本事業の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、市の承認を得た場合はこの限りではない。

2　事業の継続が困難となった場合の措置

(1)　民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア　民間事業者の行う業務が、民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、民間事業者に対して、90 日以内に改善策の提出、実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。

イ　民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

ウ　ア、イの規定により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2)　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア　市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解除することができる。

イ　アの規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

(3)　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び民間事業者は、事業契約を解除することができる。

(4)　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3　市による本事業の実施状況の監視など

市は、民間事業者が要求水準書、施設設計図書などに基づいた業務の実施状況などについて、モニタリング（監視）を行う。

市へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成のために行うモニタリング（監視）については事業者自らの費用で行うものとするが、市が直接実施する調査などについては、市の負担とする。

市は、以下の内容についてモニタリングを行うが、モニタリングの結果の修正や作業の指示について､民間事業者は合理的な理由がない限り指示に従うものとする。

(1)　設計、施工段階

市は、監督職員を定め、設計及び施工業務において建設請負事業者の提出する図書を承認する他、以下に示す業務の進捗を監視し、必要に応じて是正の勧告を行うものとする。

ア　承諾申請図書の承認及び評価
イ　施工計画書の承認
ウ　施工状況及び工程の確認
エ　施工検査、工場検査の確認
オ　工事の是正処理への勧告
カ　試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
キ　試運転時各試験結果の承認
ク　中間及び竣工検査の実施
ケ　出来形検査の実施
コ　その他市が必要と認める事項

(2)　運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が、運営業務委託契約書及び運営要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営事業の監視を行う。運営事業者は、市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

ア　ごみ処理状況の確認
イ　ごみ質の確認
ウ　各種用役の確認
エ　副生成物の発生量の確認
オ　溶融スラグの利活用状況の確認
カ　売電、RPS 証書売却実績の確認
キ　溶融スラグ、金属類売却実績の確認
ク　保守、点検状況の確認
ケ　安全体制、緊急連絡などの体制の確認
コ　安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
サ　事故記録と予防保全の周知状況の確認
シ　緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
ス　初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
セ　公害防止条件などの各基準値への適合性の確認
ソ　運転状況、薬品など使用状況の確認
タ　事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）

チ　その他市が必要と認める事項

(3)　事業終了時

市は、運営期間終了時に運営事業者から提示された運営計画の実施状況を確認し、運営事業者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、本件施設が適切な状況にあることの確認を行う。

ア　本件施設の機能状況の確認

イ　大規模補修を含む本件施設の耐用度の確認

ウ　事業継続に係る経済性評価の確認

4　地域住民との共生

市は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。その際、運営事業者は、市に協力する。また、運営事業者は、建設用地及び周辺で市及び関係団体が行う事業などに対し、市の要請に基づき協力する（地元町内会が市に要請する説明会などへの出席、資料の作成など）。

5　財務報告など

(1)　財務報告

運営事業者は、運営業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度の財務書類を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 90 日以内に、監査報告書とともに市に提出しなければならない。

市は、必要に応じ、運営事業者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

(2)　環境報告書

運営事業者は、各年度終了後３ヶ月以内に、運営事業者が環境保全活動を実施した費用対効果を外部に公開する目的から、環境省「環境会計ガイドライン」、同「環境報告ガイドライン」などに基づき、環境報告書を作成し、市に提出するとともに、運営事業者のホームページなどを通じて、これを公表するものとする。

6　運営委託費の減額

(1)　市は、運営事業者が運営業務委託契約書及び運営要求水準書に定める要求水準などを満たしていないことが判明した場合、運営事業者に対し 90 日の猶予を与え、改善策の提出、実施を求めることができる。

ただし、運営事業者の責による停止基準の未達成、運転の停止が発生した場合は、上記の猶予期間を与えない。

(2)　市は、90 日の猶予期間が経過した時点で、改善が行われない場合は、改善が実施されるまで、運営事業者に支払う運営委託費を減額することができる。その減

額の程度は、固定費の 10%とし、改善要求による改善が完了したと市が認める日まで、日割り計算で、減額を行う。

(3)　複数の改善要求による固定費の減額の限度は 50%とする。

第５　提案書類の審査

１　審査の機関

市は、技術審査などを公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、次に記す委員構成の事業者選定委員会を設置している。

委員長	吉　岡　敏　明	東北大学大学院　環境科学研究科　教授
副委員長	寺　嶋　　　均	廃棄物処理施設技術管理協会　会長
委員	天　野　巡　一	青森公立大学　経営経済学部　教授
委員	阿　布　里　提	弘前大学　北日本新エネルギー研究センター　教授
委員	山　田　光　雄	青森県　環境生活部県境再生対策室　環境再生調整監
委員	加賀谷　久　輝	青森市　副市長

２　落札者の選定方法

本件入札における選定方法は以下のとおりである。

(1)　第１段階　資格審査

市は、応募者から提出された資格審査申請書類を基に、応募者が「参加要件」を満たすことを確認する。

(2)　第２段階　基礎審査

ア　市は、資格審査に合格した応募者に、提案書類の提出を求める。

イ　市は、提案書類に不備がないか確認する。

ウ　市は、提案書類について、要求水準書などに記載された市が求める条件を満足していることを確認する。

(3)　第３段階　総合評価

事業者選定委員会は、非価格要素提案図書について、審査基準に従い、事業者選定委員会で採点を行い、価格要素審査結果と合わせて総合的に評価を行った上で最優秀提案を選定し、市は、事業者選定委員会の最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ア　非価格要素審査

施設整備のコンセプトに対する本件施設の設計、施工及び運営の方針、施策などについて評価する。施設整備のコンセプト及び施設運営の基本方針は、以下に示すとおりである。

＜施設整備のコンセプト＞

(ア)　豊かな自然環境と周辺地域との共生を目指す施設

(イ)　資源循環型社会の構築を目指す施設

(ウ)　エネルギーの有効利用を目指す施設

(エ)　安全・安心、経済性に優れた施設

＜施設運営の基本方針＞

(ア)　ごみの適正処理

(イ)　環境配慮

(ウ)　安全確保

(エ)　経済性への配慮

(オ)　本件施設の基本性能の維持

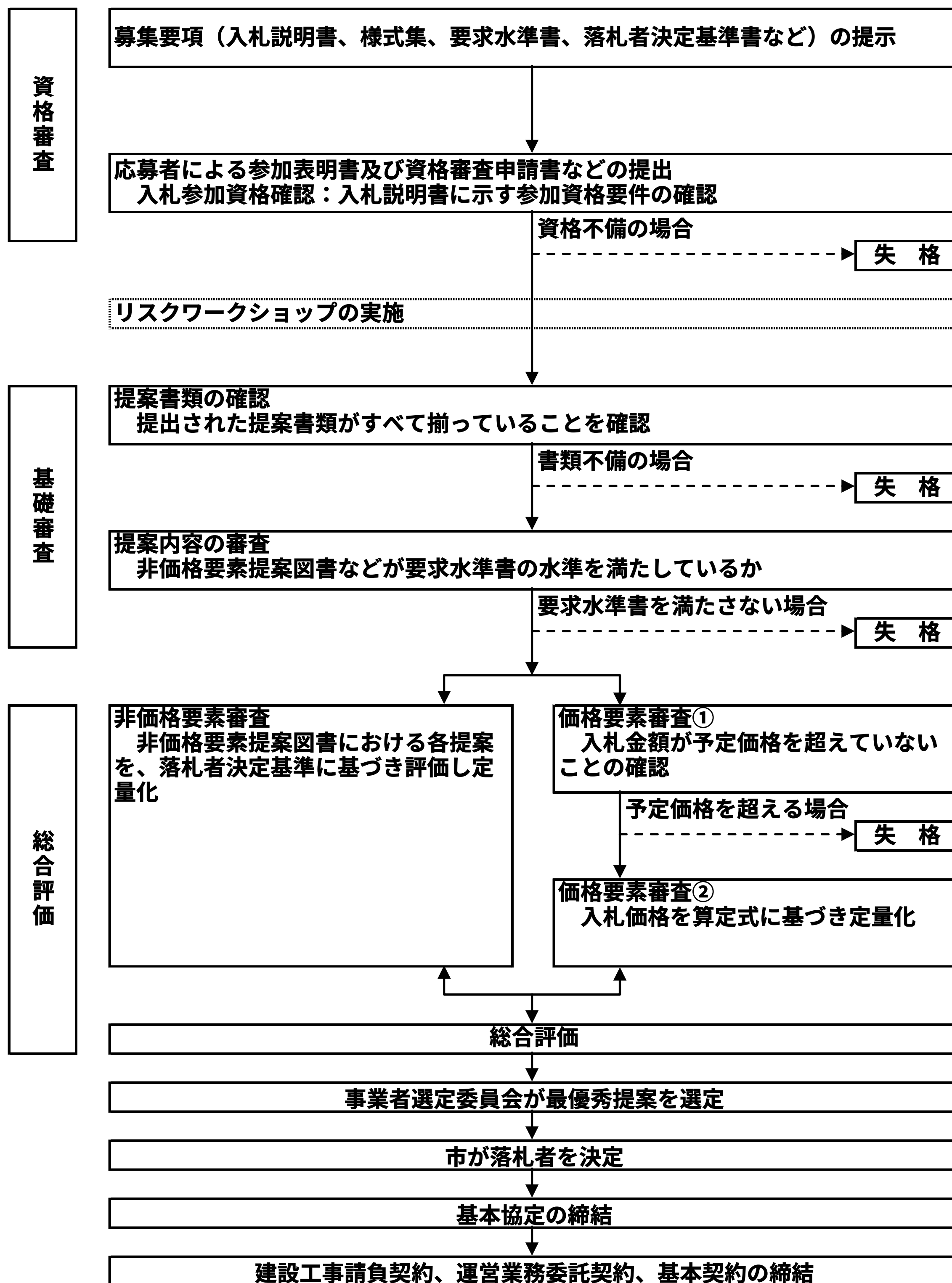
イ　価格要素審査

市は、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。その結果、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。

(ア)　建設費

(イ)　運営委託費

【総合評価に係るフロー】


資格審査
募集要項（入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準書など）の提示
応募者による参加表明書及び資格審査申請書などの提出
入札参加資格確認：入札説明書に示す参加資格要件の確認
資格不備の場合
失　格
リスクワークショップの実施
基礎審査
提案書類の確認
提出された提案書類がすべて揃っていることを確認
書類不備の場合
失　格
提案内容の審査
非価格要素提案図書などが要求水準書の水準を満たしているか
要求水準書を満たさない場合
失　格
総合評価
非価格要素審査
非価格要素提案図書における各提案を、落札者決定基準に基づき評価し定量化
価格要素審査①
入札金額が予定価格を超えていないことの確認
予定価格を超える場合
失　格
価格要素審査②
入札価格を算定式に基づき定量化
総合評価
事業者選定委員会が最優秀提案を選定
市が落札者を決定
基本協定の締結
建設工事請負契約、運営業務委託契約、基本契約の締結

3　資格申請に係る提出書類

第３３(5)参照のこと。

4　入札に係る提出書類

第３３(11)参照のこと。

5　審査結果の公表

市は、民間事業者の決定後、民間事業者名及び審査結果の取りまとめを公表する。

第６　契約の概要

本事業に係る契約などの形態及び契約手続きは次のとおりである。

なお、契約締結後における代表企業、構成員又は協力企業に対する市の指名停止措置は、契約の制限の対象とはならない。

１　基本協定の締結

市は、民間事業者と基本協定を締結する。

(1)　締結時期

落札者決定（平成 22 年 12 月上旬）後速やかに

(2)　契約当事者

市と落札者

(3)　契約内容

ア　事業契約の締結時期

イ　特別目的会社の設立

ウ　事業契約締結に関する双方の義務、協力など

２　基本契約の締結

基本協定に基づいて、市、建設請負事業者及び運営事業者は、基本仮契約を締結する。ただし、青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 2 条により、議会の同意を得た場合は、甲の意思表示により本契約締結とする。

(1)　仮契約締結時期

平成 23 年 2 月上旬

(2)　本契約締結時期（議会議決時期）

平成 23 年 3 月下旬

(3)　契約当事者

市、建設請負事業者、運営事業者、落札者の構成員及び協力企業

(4)　契約内容

ア　建設請負事業者、運営事業者と市との協議について（運営事業期間始期の協議、トラブル、故障発生時の対応など）

イ　運営事業者の賠償についての建設請負事業者の連帯による保証

ウ　運営事業者の株式の譲渡制限など

３　建設工事請負契約の締結

基本協定に基づいて、市は、建設請負事業者と建設工事請負仮契約を締結する。ただし、青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 2 条により、議会の同意を得た場合は、甲の意思表示により本契約締結とする。

(1)　仮契約締結時期

平成 23 年 2 月上旬

(2)　本契約締結時期（議会議決時期）

平成 23 年 3 月下旬

(3)　契約当事者

市と建設請負事業者

(4)　契約内容

本件施設の建設に係る事項

4　運営業務委託契約の締結

基本協定に基づいて、市は、運営事業者と運営業務委託仮契約を締結する。ただし、青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 2 条により、議会の同意を得た場合は、甲の意思表示により本契約締結とする。

(1)　仮契約締結時期

平成 23 年 2 月上旬

(2)　本契約締結時期（議会議決時期）

平成 23 年 3 月下旬

(3)　契約当事者

市と運営事業者

(4)　契約内容

本件施設の運営に係る事項

5　契約保証金

(1)　建設工事請負契約に係る保証金

契約代金額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、建設請負事業者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関などの保証をもって代えることができるものとする。

(2)　運営業務委託契約に係る保証金

運営期間の各年度で市が支払う運営委託費の額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、運営事業者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合については、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。また、契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関などの保証をもって代えることができるものとする。